2025/5/11

令和７年度　群馬県剣道連盟審判講習会　伝達講習会資料

講習会開催日：令和７年４月 27 日（日）@ALSOK ぐんまサブアリーナ
参加者：今井、藤巻、伊藤

【1.審判の目的】
・試合者の反則および一本の判断については、**「公明正大」**を基準に判断する。
・理法を念頭に置く。

【2.審判員の任務】
・競技者の疲労度に応じて一本の基準を下げることで**試合の活性化**に繋がる。
→試合の過程であの技を取らなかったから延長においても一本とすることはできないではなく、試合の状況、競技者の疲労度など様々な状況を加味し判断する必要がある。

【3.審判員の心得】
・**公平と平等の違い**を理解する。
→**平等に行う審判**とは力量や練度に関わらず全て同じ目線・規準で審判を行うことであり、一方**公平に行う審判**とは試合者の錬度に合わせて審判することを意味する。剣道において審判を行う際には**公平に審判**を行う必要がある。
・審判での失敗はよい経験をさせていただいたと捉える。
→好きで失敗しているわけではない。次に同様の失敗をしないよう糧とする（谷先生の体験談へ）。

【4.有効打突の見極め】
・打突から瞬時に判断するのではなく、最後まで動作を見て一本かどうか判断する。
・残心をしないのとできないのは違う。気持ちで示す残心につても見極める。
・一本を取らないときの理由は明確にする。
→見えなかった、分からなかったは NG。
一本にしないということはそれに足る要件を満たしていなかったということ。
そのことはその後の指導につながると共にその内容を問われた際には説明責任が生じる。特に他者が一本と認めてもう一方の他者がそれを否定した場合には各々がその理由を述べられるようにする必要がある。
その勝敗が競技者の進路に関わる場合もある。一本の判定は自分の信念に基づき判断する。

【5.禁止行為及び不当な行為を見逃さない】

・鍔競り合いにおいて、反則はどちらか一方に取ったほうが良い。
　→分かれられない原因を作っているほうが反則　（公明正大に基づき判断)。
・膠着や不当な鍔競りに対する処置は、試合運営に関わる主審の専決事項。
・分かれは頻繁にかけない。
・鍔競り合いにおける反則行為
　→完全に分かれる前に剣先を開く行為
　　相手の竹刀を抑える行為
　　鍔競り合いから半歩下がりそれ以上下がらずに相手が下がるのを待つ行為
・競技者の意図を汲み取り一度の行為で反則にはしない
　→回数に上限は設けていないが、同じ行為が複数回認められた場合や、**姑息（公明正大でない）の疑念が確信に変わった場合**には合議を行い、不当行為を行っている競技者に対し反則を宣告する。
・競技者が反則の理解をしていない場合の説明は簡潔にし、活性化を妨げない。
　→反則について、高体連ではその内容を伝えて試合者に反則の宣告をする場合が多い。全剣連ではその必要性を言ってはいないが、試合者が反則を理解できていない状況が看取される場合は簡潔に伝えることができる。伝える場合は合議の後、副審２人は定位置に戻り、主審は合議を行った場所にとどまり競技者２人を招集し説明する。
・非礼な言動をした監督についても審判主任→審判長を通じて退場を命じることができる。
　◎反則の判断については**主審の専権事項**が多くあることから、主審を行う際にはその自覚をもって臨む必要がある。

【7.審判員の位置取りと移動について】

・主審が先に動くようにする。
・主審が位置に関する意思表示をする。
　→例えば、主審が競技者の中心にいる際には主審を頂点とした二等辺三角形を意識する。主審が競技者の中心にいない際にはどちらか一方の副審を頂点とした二等辺三角形を意識する。
・審判は素早く動き**止まって見る**ことを心掛ける。
　→動きながらだと打突を見逃すことが多い。
・**①位置取り　②先取り　③切り込み**　が大切。
・競技者の動きを予測し審判が先回りできるようにする。
・審判は最短距離で移動するようにする。
・ライン近くで他の試合場との関係で審判の位置取りが難しいと判断された場合には主審

は「止め」をかけ試合を仕切り直すことができる。
・審判は**競技者に対し正対**して審判を行う。

【手引きの改訂について】
・鍔競り合いを 3 秒以上行わないのは、**積極的に技を出す**ようにするため
・P10L 3 ：×②打突の**意思**が有るか。→○②打突の**意志**が有るか。

【その他】
・試合場に入る際は右足から。
・審判旗の柄は手のひらから出ないように持つ、また審判旗が開かぬよう人差し指で支える。
・移動の際に審判旗は振らない。
・審判員の礼は試合場に入ったときと出るときの 2 回だけでよい。
→移動するタイミングでの礼はいらない。
・副審は開始線の内側を通って位置につく。
→コロナ対応時の主審と副審間 1.5m は不要、コロナ前に戻る。
・開始線から数センチ後ろや開始線を少し踏んでいたとしても必ずしもやり直させる必要はない。
→程度の問題で明らかに線を越えている場合は下がらせる措置を行う。
・反則を取るときの指は選手を指さすのではなく反則の回数を示す。また、宣告の際には一歩踏み出さずその場にとどまり行う。
・竹刀を完全に落としたら反則になる。
→一瞬両手が離れたとしても落とさずに持ち直すことができたら反則にはならない。
・正しい用語を使用する。
例）　試合場◯≠コート×
　　名札◯≠タレネーム×
　　目印◯≠タスキ×
・特に定められていないが、審判の試合場内での移動があった際に、審判旗を両手に持ち直す際には同時に行うと見栄えが良い。

令和７年度　群馬県剣道連盟　審判講習会　資料

期日：令和７年４月２７日(日)
会場：ALSOK ぐんまサブアリーナ

１　審判の目的

審判の目的は試合・審判規則を正しく運用し、「試合による全ての事実を正しく判断し、決定する」ことである。（「剣道試合・審判・運営要領の手引き」（以下「手引き」という）P4)

また、「剣道試合・審判規則」第１条（本規則の目的）（以下「規則」または「細則」という）には「剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判する」とある。

これらの目的を常に自覚するとともに、試合を通して日本の伝統文化である剣道（理法）を正しく継承し、「剣道の理念」にある「人間形成」（公明正大）を醸成することをねらいとして、審判（適正公平）にあたる必要がある。

２　審判員の任務（「手引き」P4)

審判員の任務は適正な試合運営に努め、試合の活性化を図ることである。さらに、審判員の「使命は何か」「任務は何か」「資格は何か」を自覚する必要がある。

審判員の判定には絶対的な権限が与えられている。したがって、審判員は独善や主観ではない、妥当性と客観性に基づいた自己の心の決断によって判定しなければならない。

そのためには、自らが稽古を積み重ねて自己の技術を高めるとともに、審判技術の向上に努めなければならない。

なお、主な任務は以下のとおりである。

(1)有効打突の見極め
(2)禁止行為及び不当な行為の判断や判定
(3)適正な試合運営及び試合の活性化

３　審判員の心得（「手引き」P5)

(1)一般的要素

①公平無私であること。
②試合・審判規則、運営要領を熟知し、正しく運用できること。
③剣理に精通していること。
④審判技術に熟達していること。
⑤健康体で、かつ活動的であること。

(2)留意事項

①服装を端正にすること。
②姿勢・態度・所作などを厳正にすること。
③言語が明晰であること。
④数多く審判を経験し、反省と研鑽に努めること。
⑤良い審判を見て学ぶこと。

以下、補足として

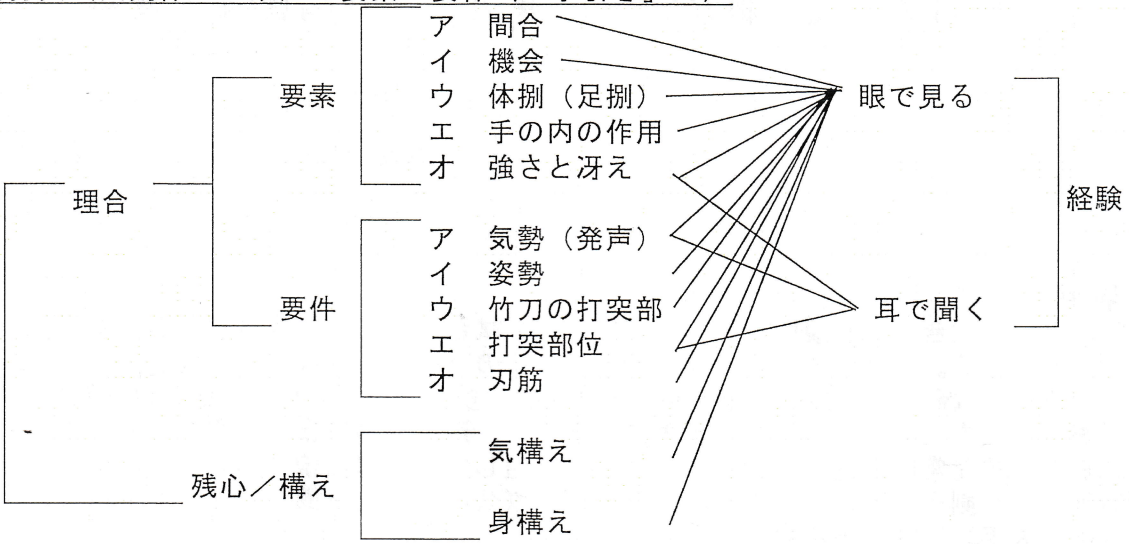
⑥敏速果敢な判定を行うこと。
⑦観衆や応援者に惑わされない冷静な判断を行うこと。
⑧判定にあたり常に、正確・自信・勇気を心がけること。

(3)その他の要素

①経験を有していること。
②協調性を有していること。

4　有効打突の見極め

(1)有効打突（気剣体の一致）の要素・要件（「手引き」P7）



要件…「規則」第12条（有効打突）「有効打突は、充実した気勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする。」

(2)「刃筋正しく」とは（「細則」第10条）

「竹刀の打突方向と刃部の向きが同一方向」であることをいう。

(3)玄妙な技の判定（「手引き」P6）

打突そのものが軽くても、「玄妙な技」などは技の質として一本に採れる場合がある。“軽いから一本にならない”とはせずに、技の違いによる有効打突（打突の強度等）を見極めることが大切である。

（＊しかけ技と応じ技、試合者の練度等の違いによる、有効打突の見極めも重要である。）

(4)次の場合は、有効打突とすることができる（「細則」第11条）

①竹刀を落とした者に、直ちに加えた打突。　　＊「直ち」と「同時」との違いに注意する。

②一方が、場外に出ると同時に加えた打突。

③倒れた者に直ちに加えた打突。

(5)次の場合は、有効打突としない（「細則」第12条）

①有効打突が、両者同時にあった（相打ち）場合。

②被打突者の剣先が、相手の上体前面に付いてその気勢、姿勢が充実している場合。

(6)有効打突の取消し（「規則」第27条）

試合者に不適切な行為（打突後に相手に対して身構え気構えがない、打突後に必要以上の余勢や有効を誇示したなど）があった場合は、主審が有効打突の宣告をした後でも、審判員は合議の上、その宣告を取り消すことができる。

(7)残心の解釈と見極め（「手引き」P8）

残心とは一般的に打突後の気構えと身構えの総称である。　―中略―　なお、「先」の技をきめてからの残心と、応じ技をきめてからの残心とでは、残心の内容に違いがある。例えば、応じ技などは瞬間的に残心をとる（形に現わさない）場合もある。

(8)二刀について（「手引き」P17）

①小刀での打突が有効打突になるには、大刀で相手の大刀を制している場合で、打った方の肘がよく伸び、充分な打ちで条件を満たしていることを必要条件とする。ただし、鍔競り合いでの小刀の打突は原則として有効としない。

②試合中、竹刀が破損し、代えの竹刀がなければ試合不能として、負けとする。

③二刀の鍔競り合いは、小刀を下に、大刀を上にして、二刀が交差するよう指導する。

５　禁止行為及び不当な行為を見逃さない

(1)薬物の使用・保持(「規則」第 15 条)
→２本負け、既得本数・既得権は認めない。さらに、退場処分となり、団体戦での補欠の補充なし(「規則」第 18 条)

(2)審判員または相手に対する非礼な言動(「規則」第 16 条)
→同上

(3)以下の行為は禁止行為(「規則」第 17 条)
①定められた以外の用具(不正用具：平成 31 年 4 月 1 日一部改訂)を使用する。
→２本負け、既得本数・既得権は認めない。ただし、発見以前の試合までさかのぼらない。その後の試合は継続できないが、団体戦での補欠の補充あり。(「規則」第 19 条)
②相手に足を掛けまたは払う。
→②及び下記の③～⑦の禁止行為は全て反則とし、反則は２回で相手に１本を与える。また、反則は１試合を通じて積算する。ただし、同時反則で両者が負けとなる場合は、相殺し反則としない。(「規則」第 20 条)
③相手を不当に場外に出す(不当な押し出し・突き出し)。
④試合中に場外へ出る(先に出た者のみ反則、なお有効打突を取り消したときは反則としない)。
ただし、「場外」は以下の通りとする。(「細則」第 15 条)
1) 片足が、完全に境界線外に出た場合。
2) 倒れたときに、身体の一部が境界線外に出た場合(境界線外でも、床から浮いていれば「場外」ではない)。
3) 境界線外において、身体の一部または竹刀で身体を支えた場合。
⑤自己の竹刀を落とす(直後に有効打突があった場合は反則としない)。
⑥不当な中止要請をする。
⑦その他、この規則に反する行為をする(「細則」第 16 条)。
1) 相手に手をかけまたは抱えこむ。
2) 相手の竹刀を握るまたは自分の竹刀の刃部を握る。
3) 相手の竹刀を抱える。
4) 相手の肩に故意に竹刀をかける。
5) 倒れたとき、相手の攻撃に対応することなく、うつ伏せなどになる。
6) 故意に時間の空費をする。
7) 不当な鍔競り合いおよび打突をする。

(4)不当な行為(５－(1)～(3)までの、禁止された行為以外の行為)について(「手引き」P8)
禁止行為は、「規則」や「細則」に反する「違法行為」であるが、「不当な行為」とは違法とまではいえないが、一般的な通常の概念を超えた行為や、剣道の理念・理法に著しく反する行為として考える。(「規則」第１条に照らして判断する。)
①問題のある「不当行為」は、審判員の合議の後に反則とすることができる。
②原因と結果の関係を見極め、厳格に対処することが求められる。
③不当な行為は、厳格に見極め見逃さない。

(5)鍔競り合いについて(「手引き」P9～11)
①正しい鍔競り合いをしているか。
②打突の意志が有るか。
③分かれる意志が有るか。
④「膠着」の判断をしっかりと行うが、安易に「分かれ」をかけない。
⑤鍔競り合いの姿勢、逆交差、時間的な経過などは、総合的かつ客観的に判断して「一般的に見て異常な行為」と判断したら反則をとることが望ましい。
⑥膠着や不当な鍔競り合いに関する処置は、試合運営に関わる主審の専決事項である。

(6)負傷又は事故の処理について(「規則」第 30・31・32・33 条)
①試合継続の可否判断は、医師の意見を徴し審判員の総合判断。その処理は原則 5 分以内。
②試合継続ができないとき、その原因が一方の故意及び過失の場合は原因を起こした者をを負けとし、原因が不明瞭な場合は試合不能者を負けとする。

③負傷又は事故者は、医師及び審判員の判断でその後の試合出場は可能。加害者として負けとされた者及び試合を棄権した者は、その後の試合に出場できない。
④加害者として負けとされた者の、既得本数及び既得権は認めない。ただし、試合不能者及び試合を棄権した者の既得本数は有効となる。

6　適正な試合運営と試合の活性化を図り、剣道（の在り方）を善導する

(1)審判長の任務（「規則」第22条、「細則」第18・19条）
①公正な試合を遂行する必要な権限を有する。
②規則および細則の厳正な運用、試合の進行に留意する。また、異議の申し立てについて決済を行うと共に、その他規則および細則にない諸問題や突発事故について判断を行う。

(2)審判主任（２コート以上の場合）の任務（「規則」第23条、「細則」第20条）
①審判長を補佐し、各試合場における運営に必要な審判上の権限を有する。
②当該試合場の責任者として、試合場の審判員を掌握し、規則および細則の適切な実施について留意する。違反や異議の申し立てがあった場合は、適切敏速に処置し、必要に応じて審判長に報告する。

(3)審判員について（「規則」第24条、「細則」第21条）
①主審１名、副審２名を原則とし、有効打突およびその他の判定については同等の権限を有する。
②主審は、当該試合運営の全般に関する権限を有し、有効打突および反則などの表示と宣告を行う。
③副審は、主審を補佐すると共に、有効打突および反則などの表示を行う。なお。緊急のときは、試合中止の表示と宣告をすることができる。
④審判員は、宣告および表示を明確に行うこと。
⑤審判員相互の意思統一をはかること。
⑥審判員相互の旗の表示を確認すること。
⑦審判員が有効打突の表示を行った場合は、他の審判員は自己の判断を直ちに表示しなければならない（「規則」29条）。
⑧試合終了後に、必要に応じ審判主任や審判長の所見を徴し、他の審判員とともに当該審判の反省を行う。

(4)審判員が有効打突などの判定に疑義がある場合は、合議の上、その是非を決定する。
（「規則」第28条、「細則」第25条）
なお、上記の「判定に疑義」のある場合とは、つぎのとおりとする。
①有効打突または反則を錯誤して判定した場合。
②試合時間終了の合図が確認できず試合が継続され、有効打突の判定が行われた場合（合図と同時の打突は、有効打突になりえる）。
③反則回数を錯誤して、試合が継続され、有効打突の判定が行われた場合。

(5)審判員は、反則を認めた場合、試合を中止させ、旗を直ちに表示する。ただし、反則の事実が不明瞭のときは、合議の上その有無を決定する。（「規則」第29条）

(6)主審と副審の協調・協働を心がける
①試合の運営にかかわる主審の専決事項
主審の、「止め、合議」の宣告後に合議して決定をはかる。反則の場合の旗の表示は、主審のみ行う。
1) 鍔競り合いでの、正しい鍔競り合いをしているか、打突の意志があるか、分かれる意志があるか、の判断。
「膠着」（→「分かれ」の宣告、ただし安易に判断しない）
「時間空費」・「公正を害する行為」（→「反則」）
なお、鍔競り合いの姿勢、逆交差、時間空費などは、総合的かつ客観的に判断して「一般的に見て異常な行為」と判断したら反則をとる。
2) 弦が回る（刃筋が正しくない）場合、以後その行為が続く場合は有効打突としない。（「細則」第27条）
3) 試合者が竹刀を落としたり倒れたりしたときに、相手が直ちに打突しない場合の「止め」の宣告。

②審判員の中止宣告は、次の場合に行う。（「運営要領」P6「中止」）
1) 反則の事実（有効打突の取り消しを含む。「規則」第 27 条）
2) 負傷や事故
3) 危険防止
4) 竹刀操作不能の状態
5) 異議の申し立て
6) 合議

③審判員の合議は次の場合行う。（「運営要領」P8「合議」）
1) 有効打突の取り消し
2) 審判員の錯誤
3) 反則の事実が不明瞭な場合
4) 規則の運用および実施の疑義

④審判員の、有効打突およびその他の判定については、同等の権限を有する。（「規則」第 24 条）また、審判員としての主体性・独自性を保ちながら、協調・協働して当該試合を運営していくということを忘れない。ただし、他の審判員の判断に追随するということではない。

7　審判員の位置取りと移動について（下図１～６参照）

(1) 図１は主審・副審の主な責任区域であって、“責任区域から出てはいけない”という意味ではない。また、図２の移動の範囲は、動くことがあり得る範囲を示したもので、この範囲を“自由に動いてもよい”ということでない。（「手引き」P11～14）

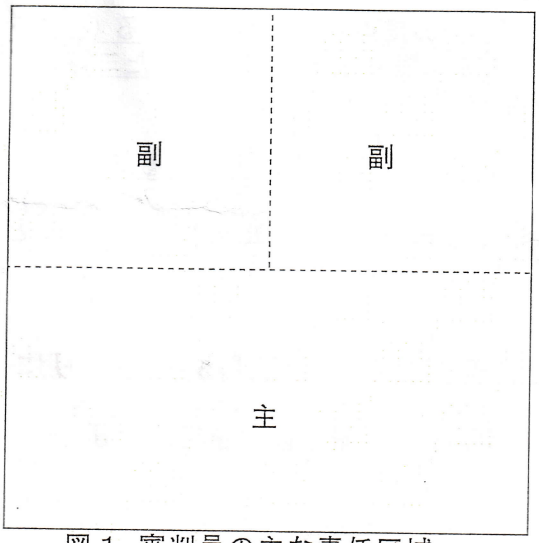


図１　審判員の主な責任区域

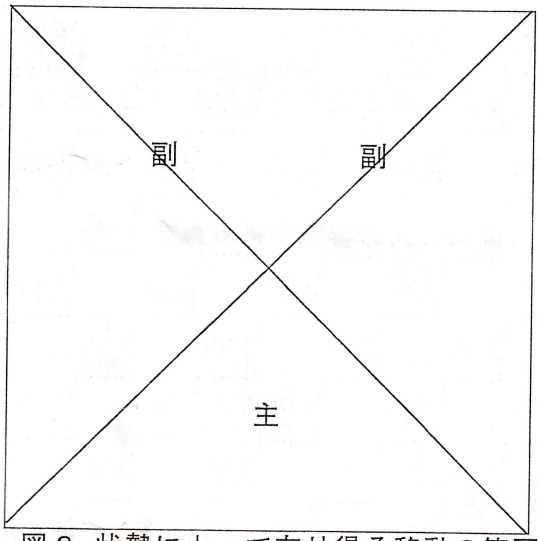


図２　状勢によって有り得る移動の範囲

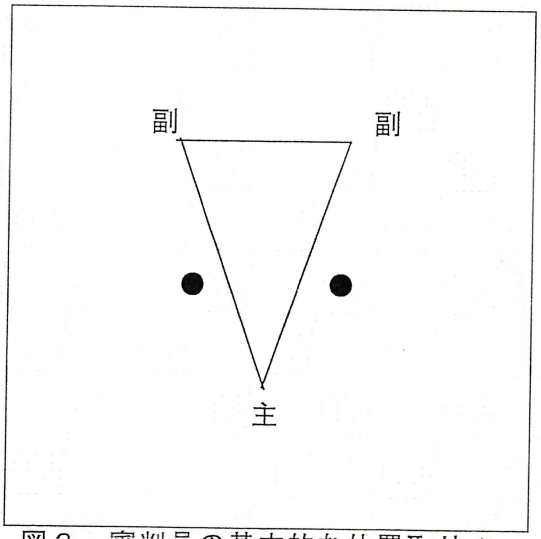


図３　審判員の基本的な位置取り１

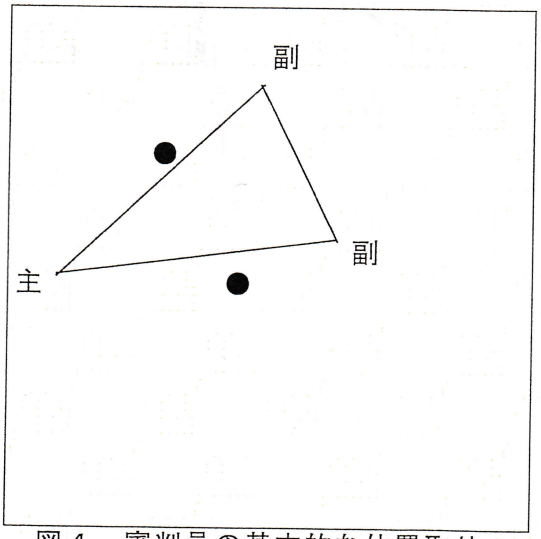


図４　審判員の基本的な位置取り２

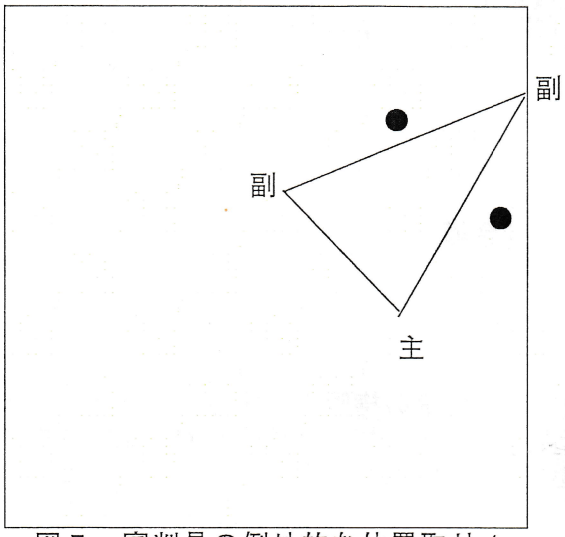


図５　審判員の例外的な位置取り１

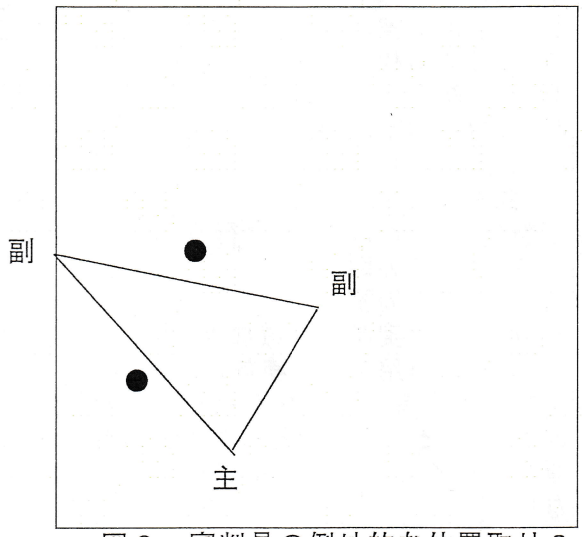


図６　審判員の例外的な位置取り２

(2) 主審を頂点とした二等辺三角形を、基本とすること（図３）。ただし、試合者の動きにあわて、三人の連携やバランスを保ち臨機応変に一番見やすい位置に移動する（図４）。

(3) 試合者の位置によっては、どちらかの副審が二等辺三角形の頂点となる場合がある（図５・６）。ただし、この状況は緊急避難的な対応であり、可能な限り主審を頂点とした二等辺三角形に素早く復することを念頭におき、位置取りを行なう。

(4) 上段の選手に対する位置取り…上段の選手に対する突き技が、見える位置に寄る。

(5) 片側に三人の審判が寄り集まり停止したような場合は、主審は直ちに「止め」をかけることが賢明である。

８　「新型コロナウィルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法」の取りについて（R6.9.1 付け）

暫定的な扱いから、「剣道試合・審判規則運営要領の手引き」に加筆・修正を行い、恒久化を図った。

変更点

（１）審判員の移動・交替要領、団体試合の整列方法に関しては、コロナ禍以前の方法に戻した（合議時の審判員相互の距離も同様）。

（２）鍔競り合いでの競技者の発声は注意や反則とせず、日頃の指導により発声させないよう周知徹底する。

（３）「二刀」について、補足説明を加えた。（「手引き」P23）

令和６年８月６日

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の今後の取扱い及び『剣道試合・審判・運営要領の手引き』の改訂 について

全日本剣道連盟　試合・審判委員会
委員長　香　田　郡　秀

全日本剣道連盟では、2021 年 3 月開催の男女合同全日本選手権以降 3 年 4 カ月余り「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法（以下、『暫定的試合審判法』という。）」による大会を運用してまいりましたが、感染対策や試合内容について概ね良好に実施することができました。

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後、全日本剣道連盟では今後の「暫定的試合審判法」の取扱いについて検討を重ね、「剣道試合・審判規則、同細則」に手を加えず、これまでの「暫定的試合審判法」による試合運営の恒久化を図るため、「剣道試合・審判・運営要領の手引き（以下手引き）」を改訂し、下記の新旧対照表の通り 2024 年 9 月 1 日から実施することといたしました。

つきましては、関係各所に広くご周知くださいますようお願いいたします。

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」＜新旧対照表＞

番号	旧頁	旧（既存の記述）	新頁	新（改訂後の記述）
1	9～10	つば（鍔）競り合いは、鍔と鍔とが競り合って互いが最も接近して緊迫した間合である。鍔競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。 鍔競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鍔競り合いが長く続くようであれば、基本的には次の観点から判断する。 ①正しい鍔ぜり合いをしているか。 ②打突の意思が有るか。 ③分かれる意志が有るか。 目的と現象を見極めて段階的な基準によって判断する。その判断・処置は概ね次のように集約される。…	9～10	つば（鍔）競り合い（以下「鍔競り合い」とする）は、鍔と鍔とが競り合って互いが最も接近して緊迫した状態である。鍔競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。 鍔競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鍔競り合いが長く（一呼吸：3秒程度以上）続くようであれば、基本的には次の観点から総合的に是非を判断する。 ①正しい鍔競り合いをしているか。 ②打突の意思が有るか。 ③分かれる意志が有るか。 以上の判断・処置は概ね次のように集約される。…
2		新たに加筆	23	〈事例７〉 ◇二刀、隻腕、片手上段において、大刀の鍔元（近く）を握ることで小手部を隠すことは反則となるか。 ＜解説＞ ①柄の握り位置は柄頭を原則とするが、柄の握り位置だけをもって判断することは難しいため、防御一辺倒など著しく見苦しい場合は、合議のうえ規則第１条に照らして反則とする。 ②鍔競り合い等の接近した場面で鍔元を握ることは、刀法や間合を考慮し、特に問題としない。
3	23	〈事例７〉	24	〈事例８〉

4		新たに加筆	31	〈事例５〉 ◇鍔競り合い解消に至る時間はおよそ「一呼吸（３秒程度）」としているが，鍔競り合いの開始はどの時点からか、また解消の見極めは。 ＜解説＞ ①鍔競り合いは鍔と鍔が競り合っている状態であるが、近間での攻防が尽き、鍔競り合いにならずとも相互に接近した状態から鍔競り合いの開始時点とする。 ②鍔競り合いの解消は、「一　試合　２諸禁止行為」の〈事例８〉の端緒を指すが、相互の剣先が完全に離れる（直ちに打突できない間合で相互に中段の構えをとる）まで積極的（一気）に解消しているか注視する。
5	30	〈事例５〉	32	〈事例６〉
6	30～31	〈事例６〉	32～33	〈事例７〉
7		新たに加筆	33～34	〈事例８〉 ◇鍔競り合いの解消途上の見極めにおける留意点は。 ＜解説＞ ①正しい鍔競り合いから鍔と鍔で競り合う力を利用して積極的（一気）に解消しているか、年齢や錬度を考慮し、審判員は総合的に判断する。 ②解消途上に不当な行為がないか。 ・下がると見せかけて打突する行為。 ・竹刀を意識的に肩に掛ける行為。 ・竹刀を払う、巻く、抑え込む、ひっかける行為。 ・竹刀を開く、下げる行為。 ・故意に体を反らしたり、曲げたりする行為。 ・その他、不当と思われる行為。 明らかに解消途上に不当な行為がある場合は、合議の上「反則」を適用する。微妙な場合は２回、３回と続けば合議の上、判断する。
8	31	〈事例７〉	34	〈事例９〉
9	31～32	〈事例８〉	34～35	〈事例10〉
10	32	〈事例９〉	35	〈事例11〉
11	32～33	〈事例10〉	35～36	〈事例12〉
12	33	〈事例11〉	36	〈事例13〉
13	34	〈事例12〉	37	〈事例14〉

※シールドもしくは、面マスクを着用して下さい。

※鍔競り合い時の発声に関しては、今後「指導」及び「反則」とはしないが、鍔競り合いは互いが最も接近して緊迫した状態であることから、極力発声しないよう日頃の稽古や試合において指導願います。

※審判員の移動・交替要領、団体試合の整列方法に関しては、「暫定的試合審判法」実施以前に戻します（運営要領 p14-15 図の通りとし、審判員間の距離を狭める）。

＜その他＞

※「暫定的試合審判法」以外の事項として「手引き」へ「二刀等」に関わる加筆をしています（新旧対照表・番号 2）。

以上